

ユーシンリンクサービス規定

結城信用金庫

令和2年4月1日現在

1. (ユーシンリンク端末による照会サービス)

ユーシンリンク端末(以下「端末」といいます。)による照会サービスは、契約者ご本人(以下「依頼人」といいます。)からの端末による依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の照会対象預金口座の残高、入出金明細等の照会を行う場合に利用することができるものとします。

2. (照会サービスの受付等)

- (1) 照会サービスにより照会をする場合は、当金庫が定めた番号あてに送信を行い、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて所定の内容を端末のキーボードにより操作してください。
- (2) 当金庫で受信した照会対象預金口座の店番号・科目コード・口座番号および暗証番号が、届出の店番号・科目コード・口座番号および暗証番号と一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなし、応答いたします。
- (3) すでに応答した内容について、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、依頼人に通知することなく、変更または取消する場合があります。

3. (端末による振込・振替サービス)

- (1) 端末による振込・振替サービスは、依頼人からの端末による依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座(以下「支払指定口座」といいます。)から、ご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ依頼人が指定した当金庫本支店、または当金庫以外の金融機関の本支店にある預金口座(以下入金指定口座)といいます。)へ入金する場合に利用することができるものとします。
- (2) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
 - ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は「振替」として取扱います。
 - ② 入金指定口座が支払指定口座と異なる本支店にある場合、または当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは入金指定口座の名義が支払指定口座と異なる場合は「振込」として取扱います。

4. (振込または振替の受付等)

- (1) 振込・振替サービスにより振込または振替をする場合は、当金庫が定めた番号あてに送信を行い、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末のキーボードにより操作してください。
- (2) 当金庫で受信した支払指定口座の店番号・科目コード・口座番号および暗証番号が、届出の店番号・科目コード・口座番号および暗証番号と一致した場合は、当金庫は送信者を依頼人とみなします。
- (3) ご依頼の内容については、当金庫が1件ごとに最終確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は即座に、支払指定口座から振込金額と振込手数料金額との合計額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続をいたします。
- (5) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)通知預金規定、当座勘定規定またはカードローン契約書(当座貸越契約書)にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (6) この取扱いによる1回あたりの振込金額または振替金額の限度は、あらかじめ入金指定口座ごとに指定された上限金額の範囲内とします。
- (7) 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。
 - ① 受付時に、振込金額と振込手数料金額との合計額または振替金額が支払指定口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるとき。
 - ② 支払指定口座が解約済のとき。
 - ③ 依頼人から支払指定口座の支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続を行ったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不相当と認めたとき。
 - ⑤ 振替取引において、入金指定口座が解約済のとき。
- (8) 振替取引において入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

また、振込取引において入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

5. (データ伝送サービス)

- (1) データ伝送サービスを利用する場合は、当金庫との間で別に締結する「データ伝送による総合振込事務取扱に関する協定書」、「給与振り込みに関する協定書」、「データ伝送による給与振込の事務取扱に関する覚書」、「データ伝送による預金口座振替事務取扱に関する協定書」の定めにしたがうものとしします。
- (2) 当金庫が受信したセンター確認コード・暗証番号およびセンターパスワードが、届出のセンター確認コード・暗証番号およびセンターパスワードと一致した場合は、当金庫は送信者を正当な依頼人とみなして応答およびデータの受付を行います。

6. (手数料等)

- (1) 本サービス利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料を支払ってください。
- (2) 本サービスにより振込む場合には、当金庫所定の振込手数料を支払ってください。
- (3) 第4条第8項により「組戻し」の取扱いをした場合には当金庫所定の組戻手数料を支払ってください。
- (4) 手数料は、当金庫所定の振替日に預金通帳および払戻請求書、または当座小切手なしで指定預金口座から自動的に引落します。

7. (サービス利用時間)

端末を利用した照会サービス、振込・振替サービスおよびデータ伝送サービスの利用時間は、当金庫が別途定めた時間内とします。

8. (取引内容の確認)

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、ただちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

9. (免責事項)

- (1) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた障害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が最終確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取引内容をお取引店にご確認ください。
- (2) この取扱いによる振込・振替依頼またはデータ伝送の受付の際当金庫で受信した支払指定口座の店番号・科目コード・口座番号・暗証番号・センター確認コードおよびセンターパスワードと届出の店番号・科目コード・口座番号・暗証番号・センター確認コードおよびセンターパスワードとの一致を確認して取扱いしましたうえは、暗証番号等につき当金庫の責によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

10. (守秘事項)

端末のソフトウェアの内容を、当金庫の許可なく第三者に開示または漏洩することはできません。なお、端末のソフトウェアは、サービス解約時に返却してください。

11. (届出事項の変更等)

暗証番号、指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (解約)

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によるものとしします。また、1年以上にわたり、この取扱いによる振込・振替およびデータ伝送が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえ取扱いを中止することがありますのでご了承ください。

13. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当座勘定規定、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、通知預金規定、納税準備預金規定、定期預金規定、自動継続定期預金規定、期日指定定期預金規定、自動継続期日指定定期預金規定、積立型定期預金規定、当座勘定貸越約定書およびカードローン契約書（当座貸越契約書）により取扱います。

14. (契約期間)

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

15. (規定の変更)

- (1) この規定の内容については金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上